# 田尻町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成28年3月28日策定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針(以下「調達方針」という。)を定め、本町における障害者就労施設等からの優先調達の一層の推進を図る。

# 1. 目的

本町が障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の優先的な調達を推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

# 2. 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

# 3. 適用範囲

本調達方針は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4. 調達方針の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は以下のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3)障害者福祉サービス事業を行う施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)
- (4) 障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
- (5) 障害者優先調達推進法施行令第1条第1項に規定する事業所(特例子会社)
- (6)障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所(重度障害者多数雇用事業所)
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する者(在宅就業障害者)
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する者(在宅就業支援団体)

#### 5. 調達の推進方法

- (1)物品等の調達の推進にあたっては、本町の調達に関する他の施策との調和を図りつつ、総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、町内に障害者就労施設等がないため、本町の障害者が利用する障害者就労施設等から優先して調達に努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 条)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用することとする。
- (5) 障害者就労施設等から提供可能な物品等の内容については、福祉課から調達を円滑に進めることができるよう、各課等に提供する。
- (6) 物品等の調達において、障害者の就労を促進するために必要な措置については、国の動向に留意し、今後検討する。

#### 6. 調達目標

本町は、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の計画的な調達の推進と、調達実績額が前年度実績を上回るよう努めるものとする。

# 7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1)調達方針を策定又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2)調達実績については概要をとりまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

#### 8. 担当窓口

この方針の担当窓口は、民生部福祉課とする。